

議案第 5 8 号

時津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 9 月 1 日提出

時津町長 山 上 広 信

時津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

時津町後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 1 月 1 1 日から施行する。

「提案理由」

長崎県後期高齢者医療広域連合が支給する新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の受付事務が、令和 8 年 1 1 月 1 0 日をもって終了するため、この議案を提出する。